

## 「留寿都村宿泊税の基本的な考え方」に対する意見募集（パブリックコメント）の実施結果について

令和7年3月4日から3月25日まで、留寿都村宿泊税の基本的な考え方に係るパブリックコメントを実施したところ、1法人2個人から4件のご意見・ご提案をいただきました。寄せられたご意見の概要を公表するとともに、村としての考え方を示します。貴重なご意見ありがとうございました。

| 意見提出者 | 意見番号 | 意見・要望の要旨  | 村の考え方   |
|-------|------|---|---|
| 1     | 1    | <p>定率制による課税の検討について</p> <p>留寿都村では定率制の導入を検討しているとのことですが、留寿都村が令和6年3月8日から実施した宿泊事業者を対象としたアンケートの結果では、47.4%の事業者は宿泊税を導入すると宿泊者数に影響があると回答しました。</p> <p>また、税率については段階的定額制か宿泊料金による区分を設けない定額が良いとの回答が78.9%となり、定率が良いとする21.1%を大きく上回り、ほとんどが定額を希望していました。</p> <p>一方で留寿都村は令和6年9月4日から宿泊者を対象としたアンケートを実施しましたが、宿泊税として負担するのは200円までと回答したのが55.5%と半数以上でありました。また自由意見として宿泊税を負担するなら入湯税と同等くらいならとの意見もありました。</p> <p>留寿都村内のグリーンシーズンの営業は需要が弱く、洞爺湖温泉や定山溪温泉などの近隣施設との価格競争にさらされていますが、宿泊税を定率で選択すると価格引上げが大きく</p> | <p>宿泊税につきましては、本村が抱えている観光に係る課題を解決するため、今後新規事業を積極的に推進していくためには、地方交付税に頼らない安定した財源の確保が必要であり、収入確保に適した手法について比較検討した結果、導入について検討を進めているものです。</p> <p>当然、新たな負担を求めることとなりますので、宿泊税の検討にあっては、納税者（宿泊者）にとって著しく過重な負担とならないよう、推進しようとしている新規事業の内容や事業金額、事業金額に対しどの程度財源が必要で宿泊税として徴収する必要があるのかなどを示した上で、担税力、納税者の受益の程度も考慮し、定額制や定率制といった税率を決めていく必要があると考えております。</p> <p>定額制は徴収額が一律でわかりやすいといったメリットがある一方、定率制は宿泊料金に対応した税額であり、負担能力に応じた支払額となる、物価変動・経済状況に柔軟に対応できるといったメリットがあり、本村としては、双方のメリット・デメリットを勘案した結果、特別徴収義務者である宿泊事業者の</p> |

|  |   |  |
|--|---|--|
|  | <p>なり競争力が低下して収益力を弱めて業績の悪化＝雇用の安定に影響を与えかねません。</p> <p>宿泊税は負担が大きく経営を圧迫するので十分な配慮をお願いします。</p> | <p>負担や影響を考慮した上で、北海道の宿泊税が課税されないことを前提に定率制を基本として検討しているところです。</p> <p>新たな宿泊税制度の進め方にあたっては、ご意見を参考に、宿泊者や宿泊事業者にとって過重な負担が生じないよう考慮し、税率を含めた制度内容を検討してまいります。</p> |
|--|---|--|

| 意見<br>提出者 | 意見<br>番号 | 意見・要望の要旨  | 村の考え方   |
|-----------|----------|---|---|
| 1         | 2        | <p>宿泊税を充当する原則について</p> <p>留寿都村は宿泊税を充当する原則として宿泊者のためと宿泊事業者のためとしています。用途事業の一例では飲食店の誘致及び新規開業促進や道の駅の飲食店の充実、道の駅やルスツ温泉の老朽化対策など宿泊税を徴収する宿泊事業者やその宿泊者とは関係のない民間事業者への経営支援となるような使い方には強く反対します。税金の用途を誤れば、公平な市場の競争原理を歪ませるだけでなく、健全な事業の発展や育成を妨げることにもなりかねません。結果的に地域の活性化には逆効果となる懸念もあります。</p> | <p>「宿泊税の基本的な考え方」27ページでお示ししている検討案（内容）につきましては、現時点で想定される観光振興に必要な施策の案の一例になるものです。実際には、「宿泊者のための観光振興施策の実施」及び「宿泊事業者のための観光振興施策の実施」で必要となる新規事業の財源に充当することを原則として、毎年の予算編成の過程の中で事業を検討することになります。</p> <p>また、宿泊事業者の観光振興施策・用途事業への積極的な関与を目的とした「宿泊税用途事業検討会議（仮称）」の設置を検討しており、検討会議の場において宿泊事業者と意見交換を行い、用途事業について検討を進めるとともに予算編成に反映させることを想定しております。</p> <p>ご指摘があった点につきましては、充当の原則に対するご意見として承り、今後充当する事業を検討する際に配慮させていただきたいと考えております。</p> |

| 意見<br>提出者 | 意見<br>番号 | 意見・要望の要旨  | 村の考え方  |
|-----------|----------|---|--|
| 2         | 3        | <p>宿泊税を定率とすることには反対です。</p> <p>定率にすると税金が円単位となり、フロントで税金を徴収する事務が極端に煩雑となり代金の取り漏れや過剰徴収などの事故が起きやすくなります。</p> <p>できれば北海道が導入を検討している宿泊税と同額になると留寿都村の宿泊税を計算することがなくなるため本当に助かります。</p> <p>留寿都村が導入する宿泊税は北海道が導入する宿泊税と同額をお願いします。</p> | <p>定額制は徴収額が一律でわかりやすいといったメリットがある一方、定率制は宿泊料金に対応した税額であり、負担能力に応じた支払額となる、物価変動・経済状況に柔軟に対応できるといったメリットがあり、本村としては、双方のメリット・デメリットを勘案した結果、特別徴収義務者である宿泊事業者の負担や影響を考慮した上で、北海道の宿泊税が課税されないことを前提に定率制を基本として検討しているところです。</p> <p>新たな宿泊税制度の進め方にあたっては、ご意見を参考に、宿泊者や宿泊事業者にとって過重な負担が生じないように考慮し、税率を含めた制度内容を検討してまいります。</p> |

| 意見<br>提出者 | 意見<br>番号 | 意見・要望の要旨   | 村の考え方   |
|-----------|----------|--|---|
| 3         | 4        | <p>宿泊者や宿泊事業者のための用途であれば定率で億単位の宿泊税を徴収する必要はない。</p> <p>道の駅やルスツ温泉、道の駅の飲食店誘致、トイレなどのリニューアルに宿泊税を使うのは違う。</p> <p>また宿泊税の用途は徴収額に応じた宿泊事業者へ使っていただきたい。</p> <p>用途は宿泊事業者を含めた協議会で決定していただきたい。</p> | <p>宿泊税につきましては、本村が抱えている観光に係る課題を解決するため、今後新規事業を積極的に推進していくためには、地方交付税に頼らない安定した財源の確保が必要であることから、導入について検討を進めているものです。その検討にあつては、推進しようとしている新規事業の内容や事業金額、事業金額に対しどの程度財源が必要で宿泊税として徴収する必要があるのかなどを示した上で、定額制や定率制といった税率を決めていく必要があると考えております。</p> <p>新たな宿泊税制度の進め方にあたっては、ご意見を参考に、宿泊者や宿泊事業者にとって過重な負担が生じないように考慮し、税率を含めた制度内容を検討してまいります。</p> <p>お示ししている検討案（内容）につきましては、現時点で想定される観光振興に必要な施策の案の一例になるものです。実際には、「宿泊者のための観光振興施策の実施」及び「宿泊事業者のための観光振興施策の実施」で必要となる新規事業の財源に充当することを原則として、毎年の予算編成の過程の中で事業を検討することになります。</p> <p>また、宿泊事業者の観光振興施策・用途事業への積極的な関与を目的とした「宿泊税用途事業検討会議（仮称）」の設置を検討しており、検討会議の場において宿泊事業者と意見交換を行</p> |

|  |  |  |  |
|--|--|--|--|
|  |  |  | <p>い、使途事業について検討を進めるとともに予算編成に反映させることを想定しております。</p> <p>ご指摘があった点につきましては、宿泊税の充当の原則に対するご意見として承り、今後充当する事業を検討する際に配慮させていただきたいと考えております。</p> |
|--|--|--|--|